

岡崎市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員児童委員協議会が地域福祉の推進のために行う活動に対し、予算の範囲内において岡崎市民生委員児童委員協議会活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において民生委員児童委員協議会とは、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条に規定する民生委員協議会であって、岡崎市民生委員法施行細則（平成19年岡崎市規則第58号）第3条にて規定される区域から組織されるもの（以下「地区民児協」という。）をいう。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、地区民児協の会長（以下「地区民児協会長」という。）とする。

(補助対象活動、補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付対象となる活動、経費及び補助額は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請は、岡崎市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び所要額調書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と

認めたときは、補助金の交付決定をし、地区民児協会長に通知するものとする。
この場合において、必要な条件を付することができる。

(変更交付申請)

第8条 交付決定後に補助事業の交付申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ岡崎市民生委員児童委員協議会活動費補助金変更交付申請書（様式第2号）に補助対象活動に係る事業計画書及び所要額調書を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をするときは、補助金の変更交付決定をし、地区民児協会長に通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 実績報告には、岡崎市民生委員児童委員協議会活動費補助金実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び所要額報告書
- (2) 事業に支出した領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の実績報告書は、当該補助対象事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は額の確定後、地区民児協会長からの請求により交付する。ただし、補助金の目的及び内容により必要があると認められる場合は、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった時は、補助金を支払うものとする。

(補助金の精算)

第11条 地区民児協会長は、概算払を受けたときは、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助対象活動及び補助額

区分	内容	補助額
(1) 地区民児協の運営	民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）の職務に関する連絡及び調整、関係行政機関等との連絡及び調整、民生委員の資質向上のための研修	次の算定基準による額を交付する。ただし、地区民児協の運営経費のうち、補助対象経費の支出決算額が、この算定基準による算定額を下回った場合は、当該支出決算額とする。 算定基準による額 (1) 均等割 地区民児協ごとに37,000円 (2) 人数割 地区民児協ごとの民生委員1人につき月額300円（年間3,600円）。ただし、年度の途中においてその地区における民生委員数変動した場合は、月割りで計算するものとする。
(2) 地域福祉の推進に関する活動	子育て支援など児童福祉に関する活動、ひとり暮らし高齢者の見守りなど高齢者福祉に関する活動、障がい者の支援活動、生活困窮者の支援に関する活動	(1) 補助対象経費の10分の10。ただし、地区民児協ごとに40,000円を上限とする。 (2) 他の補助金等の対象となる経費は、補助対象経費としない。

2 補助対象経費

項目	内容
(1) 消耗品費	活動に必要な事務用品、参考図書等の購入費
(2) 印刷製本費	活動に必要な資料作成費、チラシ・冊子等の印刷費
(3) 食糧費	会議における飲料費のみ
(4) 原材料費	活動に必要な原材料費
(5) 燃料費	活動に必要な機材の燃料費（車両の燃料費は対象外）

(6) 通信運搬費	活動の実施、連絡に必要な郵便料等（電話料は対象外）
(7) 使用料及び賃借料	活動に要する会場使用料、機械等の借上料
(8) 報償費	研修会等の講師、専門的技能を有する協力者への謝礼等
(9) 旅費	研修会等の講師、専門的技能を有する協力者の交通費
(10) その他	その他の経費で市長が必要と認める経費

3 次に掲げるものは、補助金の対象経費としない。

- (1) 飲食に要する経費（会議における飲料費を除く）
- (2) 民生委員に対する交通費等の各種手当、人件費及び労務に対する対価
- (3) 10万円以上の備品その他財産の取得等に係る経費
- (4) 他団体等への補助金及び負担金等
- (5) 積立金及び預金
- (6) 民生委員、関係者、関係団体等に対する慶弔費、懇親会費、見舞金等の交際費及びこれに類する経費
- (7) 支出が領収書等で確認できない経費
- (8) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費